

平成 23 年第 3 回定例
夕張市議会会議録
平成 23 年 9 月 14 日(水曜日)
午後 6 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 一般質問
- 第 2 認定第 1 号 平成22年度夕張市一般会計
歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号 平成22年度夕張市国民健康
保険事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号 平成22年度夕張市市場事業
会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号 平成22年度夕張市老人保健
医療事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号 平成22年度夕張市公共下水
道事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号 平成22年度夕張市介護保険
事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号 平成22年度夕張市診療所事
業会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8 号 平成22年度夕張市後期高齢
者医療事業会計歳入歳出決算の認定につ
いて
認定第 9 号 平成22年度夕張市水道事業
会計決算の認定について
- 第 3 報告第 1 号 平成22年度健全化判断比率
及び資金不足比率の報告について

◎出席議員 (9 名)

大 山 修 二 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
高 橋 一 太 君
島 田 達 彦 君
藤 倉 肇 君
厚 谷 司 君

角 田 浩 晃 君

◎欠席議員 (なし)

午後 6 時 30 分 開議

●議長 高橋一太君 これより平成23年第3回定
例夕張市議会第2日目の会議を開きます。

●議長 高橋一太君 本日の出席議員は9名、全
員であります。

●議長 高橋一太君 本日の会議録署名議員は、
会議規則第118条の規定により

島田議員

藤倉議員

を指名いたします。

●議長 高橋一太君 この際、事務局長から諸般
の報告をいたします。

●事務局長 竹下明洋君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります
が、先に報告のとおりであります。

以上で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 日程に入ります前に、一言
ごあいさつ申し上げたいと思います。

傍聴者の皆様には、遅い時間の開会となりますが
多数のご参加をいただき、まことにありがとうございます。

また、市長はじめ理事者、関係者の皆様にはご協
力をいただきまして、お礼申し上げたいと思います。

本日は開議時刻を午後6時30分としまして、通常
の議会の時間帯に傍聴できない方のために傍聴の機
会を作り、行政、議会の活動内容をご理解いただ
くとともに、議会改革の一環として夕張市議会とし
ては初めての夜間議会を開催することにいたしました
ので、どうぞよろしくお願いをいたします。

なお、本日の夜間議会につきましては今後の参考
とするため、アンケート用紙を6階ロビーにご用意

をしておりますので、お帰りの際はぜひともご協力のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

●議長 高橋一太君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 高橋一太君 日程第 1、これより、昨日に続きまして一般質問を行います。

本日の質問者は、厚谷議員、角田議員であります。

それでは、厚谷議員の質問を許します。

厚谷議員。

●厚谷 司君（登壇） 厚谷 司でございます。

通告に従いまして、3 件 7 点についてご質問をさせていただきます。

早いもので、平成 23 年度も今月末には折り返しを迎える時期となっておりまして。この間の鈴木市長はじめ、新たな体制のもとでご奮闘されてきた理事者、職員の皆様には改めて敬意を表するところでございます。

さて、鈴木市長が就任をされて間もなく 5 カ月になろうとしております。

第 2 回定例市議会でも市長がご答弁されており、自らが市民の皆様方の声を聞く。そのような取り組みのひとつとして、今月からは希望者の申し込みに応じ市長と話そう会が開催されることとなり、すでに申し込みがあるものと伺っております。

おそらくは、行政サービス、公共サービスに対してあらゆるご意見を承ることになるのではないかと、そのようにも思っているところでございます。

先に、市議会といたしましても住民懇談会を開催いたしました。財政再生計画の期間短縮、そのような課題をはじめ様々なご意見をいただいたところでございます。

私は、平成 22 年度からスタートした財政再生計画が多くの方の市民要望を反映したもの、市民が作った財政再生計画ではあるとはいえ、社会情勢の変化、あ

るいは国の管理下であることに起因する課題、未だに多く存在しているものと受け止めております。

今年度末で、財政再建計画から数えること 5 年を経過することになります。期間短縮や現在の課題等については、昨日の高間議員などの質問に対してご答弁をいただいているところであり、市長からは今後、国、道への要望事項をまとめた上で要望を行うとご答弁をされております。しかし、残念ながら具体的な作業スケジュール等には、昨日のご答弁では触れられていなかったと思います。

この 5 年を経過するという節目の平成 24 年度の予算編成、財政再建、再生の両計画を通じて 6 年目となる平成 24 年度の予算編成方針について鈴木市長のお考えを 3 点にわたってお尋ねをいたします。

まず 1 点目でございますが、平成 24 年度の予算編成に当たっては財政再生計画計上額を基本に編成作業が進められるものと思いますが、先に申し上げましたように市長と話そう会も開催され、市民の皆様からの要望について市役所として精査、検討、場合によっては新年度予算に計上されるものもあるのではないかと想定するところでございます。

そこで、市民の皆さんにも予算や計画変更に係る内容の提案、要望については現状把握をしっかりと行い、問題点、課題点をしっかりと整理し提案していただく、このこともまた必要と考えるところでございます。

つきましては、今後の予算編成スケジュールをお示しいただく必要があるかと思っておりますので、この点についてお示しください。

次に、2 点目でございます。

財政再生計画遂行下での予算編成手法、これについては私も十分承知をしているところでございますが、市長が替わられたこと、財政再建、再生両計画を通じて 5 年を経過すること、鈴木市長も市民との直接対話の機会などを増やす、そのような形で現在、市政運営の一区切りの時期でもあると思っております。

また、新たな市民の声を受け止める仕組みづくりがされたというふうに受け止めております。その上

で、平成 24 年度の予算編成に当たってこれらと連動する新しい観点での取り組みは予定されているのか、その点についてお尋ねをいたします。

次に、3 点目でございます。

毎年の予算編成では、経常経費と臨時経費それぞれの区分の上、財政再生計画と照らし予算編成されているものと思います。

取り分け、市民要望の中には臨時費に該当するものも多く含まれるのではなかろうかと推察されるところでございますが、臨時費の採択における判断基準、これはどのようなものであるのか、改めてお示しくさせていただきますようお願いいたします。

続きまして、2 件目の行政執行体制と労務管理についてでございます。行政サービスの根幹でもあります現在の行政執行体制、それから労務管理についてお尋ねをいたします。

平成 19 年度の財政再建計画スタートから行政執行体制については幾度となく議論が交わされ、今年度、23 年度当初には職員の前倒しも含め採用が行われ、補充が行われたところでございます。

しかし、未だ北海道あるいは道内外の都市から格別のご理解のもとで職員の派遣をいただいている状況でもございます。

計画策定時においても、普通会計職員は平成 21 年 4 月現在で 88 人であり、人口 1,000 人当たり職員数は 7.6 人と、人口規模が同程度の市町村の 11.9 人、これを下回っている、このように計画本文に記されているところでございます。

本市の場合、財政再建、再生両計画の目的により歳出圧縮という観点から、それまで民間委託をしていた事業、これを直営で行うことで職員の業務が増えたという実態もございました。

また、市民の皆さんからすればできることは自分たちで、そのような形で自主的にボランティアなどで、それまでの間予算化されていた事業をそれぞれの分担の中で消化をいただいている、そのような現状もあると思っております。

私は、現在の行政執行体制ではよりきめ細かな行

政サービス提供への体制づくり、これはまだ道半ばではないかなというふうに思っているところでございます。

これまでも人員体制を論ずるときは、計画期間の延長を伴う、あるいは総務省に認められない、そのような理由で押し戻されてきた経過があるのも事実と受け止めております。

あわせて、この課題に見られるように、行政執行体制以外の多くの課題についても同様の理由からその議論が遠ざけられ、行政サービス、公共サービスの本質が見えにくく、埋もれてしまっている課題は多いのではないかと考えております。これら課題の整理なくして、持続可能なサービスは確保できないと考えております。

このような観点に立ちまして、今議会では特に行政執行体制と労務管理について質問をさせていただきます。

まず 1 点目でございますが、財政再生計画本文に記載のある人口 1,000 人当たり職員数 7.6 人と、人口規模が同程度の市町村の平均 11.9 人を下回っているとの記載がございますが、その後どのような推移となっているか、普通会計職員の状況についてお示しをいただきたいと思います。

次に 2 点目でございますが、現在の長期休暇職員の実態、それから職員検診における結果についてもぜひお示しください。

次に 3 点目でございますが、消防体制についてお尋ねをいたします。

3.11 の大震災から半年を経過いたしました。巨大地震、津波被害に加えて、原発災害とその災害の傷あと、被災者の皆様の心中を思うと心を痛める思いでございます。改めて地域での防災について考えさせられるところでございます。

取り分けこの間、夕張市においては 6 月の第 2 回定例市議会において熊谷議員からも質問があったところですが、ハザードマップ作成、避難所、市民の防災、備蓄、様々な課題がございました。この問題も、先に述べた市民要望や行政の体制と切り離せな

い問題であり、その体制整備は急がれるものと考えております。

さて、財政再生計画では消防体制について、消防職員については消防の広域化の動向などを踏まえ、将来的な体制の検討を行う。夕張市の消防組織については単独消防となっているが、現在、南空知圏域 4 市 5 町で平成 24 年度までに広域化を図ることとなっていると記載をされています。

広域化の議論については、平成 18 年に消防組織法が改正され、その後、北海道でも平成 20 年 3 月に北海道消防広域化推進計画が策定をされ、将来の消防体制の指針が示されたところでございます。

広域化議論と財政再生議論の中で、当時広域化を視野に入れた消防職員定数の議論も行われたと承知をしております。6 月の定例市議会でも充足率を満たしている状況ではない、そのような現状についてもお聞きをしたところでございます。

私は、この単独消防としての現在の体制、広域化議論、この両者の中にあって、人員、車両、資機材等、体制に不備が生じていないのか懸念をするところでございます。

また、平成 24 年度ということは来年度いっぱいということでございますから、残り 1 年半という今の時期に至っております。その中で、消防広域化の議論、検討がどこまで進められているのかが残念ながら見えにくい状況にございます。

3. 11 大震災の教訓を踏まえて、いつ襲ってくるかわからない災害、日常の防災、消防体制のあり方についても、これは先送りできる課題ではありません。

その中で、現在課題となっている消防の広域化について何点か質問をさせていただきます。

まず 1 点目でございますが、財政再生計画本文には先ほども申し上げましたとおり、消防の広域化の動向などを踏まえ、将来的な体制の検討を行うとされておりますが、その進捗状況についてご説明をお願いいたします。

2 点目でございますが、この広域化検討の過程において夕張市としてどのような課題があるとお受け

止めになっておられるか、この点についてもお尋ねをいたします。

以上、3 点 7 件についてご質問をさせていただきますので、ご答弁のほうよろしくをお願いいたします。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） 厚谷議員の質問にお答えいたします。

まず平成 24 年度予算編成について、新年度予算編成のスケジュールについてでございますが、予算編成に当たって基本方針として財政再生計画に登載された事務事業を予算計上の基本とし、法令改正や前年度の予算、決算見込み等の状況を勘案し、適切な歳入歳出の計上を行ってまいります。

また、昨年度からは新たに財政再生計画の推進に当たり現時点での懸案事項を把握して、今後の計画変更の必要性や課題解決に向けた方策の検討を予算編成にあわせて行ってきたところでございます。

今年についても、まず 9 月下旬に各課から現時点における懸案事項の提出を求め、取りまとめていきたいというふうに考えているところでございます。

10 月に入り、再生計画に計上されている経費を基本とした第 1 次予算の編成を開始します。続いて、12 月上旬には新たに経常的経費と臨時的経費を内容とした第 2 次予算の編成を開始し、翌年 1 月下旬をめどに平成 24 年度予算編成作業を完了することを予定しているところでございます。

また、道、国との財政再生計画の変更の協議のスケジュールについては 2 月から開始し、3 月には計画変更の議会での議決を経て総務大臣同意の運びとなる運びでございます。

次に、予算編成に当たっての新たな取り組みについてのご質問でございます。

先ほども述べましたが、現時点における懸案事項とともにですね、今回新たに公約実現に向けた課題とともに整理し、来年度の予算編成において検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、計画変更につきましては平成 22 年度一般会

計において定例市議会ごとに計 4 回、総額にして約 6 億円の計画変更を行ってきたところでございます。

今後におきましても財政再生計画に沿った赤字の解消を着実に進めてまいります。安心安全をベースにした市民生活の維持を第一とし、新たに生じた諸課題については計画変更により的確に対応してまいりますというふうに考えております。

次に臨時的経費の採択における判断基準ということでございますが、基本的には現在、財政再生計画に搭載されている事業経費、つまり第 1 次予算集計結果時点において財源総額に対する臨時事業の大枠が決まってくることを思っております。

したがって、第 1 次予算での集計でどれだけの財源枠を確保できるかによって事業の総枠が概ね決まってくるものというふうに考えております。

そこからですね、採択する事業についての検討を行うわけでありますが、これまで同様、市民生活に密接な事務経費を最優先とし、必要性、緊急性、財源、そういったものを考慮しながら優先順位を付けていきたいというふうに考えております。

しかし、新たに制度として導入しました、例えば市長と話そう会などにおいて真に市民の皆様が望む新たな事業の提案がなされ、すでに財政再生計画に計上されている事業よりも優先されるという判断があればですね、振り替えることもひとつの方法だというふうに考えているところでございます。

次に、行政執行体制と労務管理に関するご質問についてお答えいたします。

まず普通会計職員の平成 23 年度当初の類似団体との比較状況についてでございますが、総務省自治行政局公務員部給与能率推進室が行いました類似団体別職員数の状況をもとに、本市と比較した結果についてお答えしたいと思います。最も新しい数値は平成 22 年 4 月現在のものであります。

本市が属する団体類型のうち、類似団体の普通会計から消防職を除いた単純値による定数は 99 人となります。

一方、平成 22 年 4 月 1 日現在の普通会計から消防

部門を除いた本市の職員数は 83 人であり、総体では 16 人マイナスという状況でございます。

参考までに申し上げますと、平成 23 年 4 月 1 日現在の普通会計から消防部門を除いた本市の職員数は 87 人であり、依然として類似団体よりも下回るという結果になっております。

また別の尺度として、財政再生計画の本文に記載されております人口規模が同程度の市町村との比較においても、消防職員を除く本市の普通会計職員は厚谷議員ご指摘のとおり、平成 21 年 4 月現在では 88 人、人口 1,000 人当たりの職員数は 7.6 人であり、同程度の市町村の平均である 11.9 人を下回っております。

平成 23 年 4 月現在も 87 人、人口 1,000 人当たりの職員数は 8.1 人と、依然として同程度の市町村の平均である 12.7 人を下回っているという状況でございます。

次に、長期休暇職員の実態と職員の検診における結果についてでございます。

消防職も含め、平成 23 年度で連続し 1 週間以上の病気休暇を取得した職員が 3 人おります。そのうち、さらに長期にわたる療養により休職を発令した職員が 1 人、現在も病気休暇を取得している職員が 1 人、すでに職場に復帰している職員が 1 人でございます。

また、平成 22 年度職員定期健康診断の結果についてでございますが、嘱託職員も含め受診総数 163 人に対し有所見者数は 112 人、68.7 パーセントとなっております。

平成 21 年度は受診者総数 167 人に対し、有所見者は 98 人、58.7 パーセントでありましたので、1 割ほど増加傾向にある状態でございます。

そのうち、治療、精密検査を要するという所見者は男性 10 人、女性 4 人の計 14 人、8.6 パーセントでございます。また、治療中の男性は 23 人、女性は 6 人、計 29 人、17.8 パーセントであり、両方合わせると 43 人、26.4 パーセントになります。

平成 21 年度では 37 人、22.2 パーセントでありましたので、こちらも 4.2 パーセントほど増加してい

るという状況でございます。

有所見者の割合について検診を行う医療機関に確認したところ、本市が特に多いというわけではなく、一般的な割合であると回答を得たところでございます。

しかしながら、有所見者が増加している傾向も踏まえ、健康管理に努めていかなければならないものというふうに考えているところでございます。

次に、消防体制に係るご質問についてお答えいたします。

消防の広域化の進捗状況についてであります、平成 18 年に消防組織法が一部改正され、平成 24 年度末をめどに消防力の充実強化を図るため、自主的な消防の広域化の実現に向け推進することが定められました。

北海道においても平成 20 年 3 月に北海道消防広域化推進計画が策定され、道内 68 消防本部体制が 21 消防本部体制が望ましいという指針が示され、平成 21 年 4 月に富良野広域連合消防本部が発足し、現在、道内 67 消防本部体制でございます。

南空知地域における夕張市、岩見沢市、美瑛市、三笠市、栗山町、由仁町、長沼町、南幌町、月形町、4 市 5 町が対象となっている南空知圏域では、この組み合わせに基づき南空知の消防広域化に関する調査、研究等を行うことを目的とした南空知消防広域化等研究会を平成 22 年 6 月に設置し、行財政、総務、警防、予防及び通信、各部会に分かれて専門分野にわたる協議を行い検討を進めた結果、本年 3 月に取りまとめたところでございます。

本報告書を踏まえ、本市としてのメリットは災害、大規模事故への対応力の強化など、多数の消防隊、救急隊を同時に出動させることが可能になるというメリットがございます。

さらに、財政規模拡大などのスケールメリットを生かして計画的な整備と資機材を効率的に配置、運用を図るなど、消防力の充実強化が期待できるところでございます。

また、課題については広域化に伴い関係市町村が

多くなるため、地域住民の適切な意見反映が可能か、さらに当市においては他市町村との各消防署間が遠距離で、初動体制の応援など消防力強化の実感につながらないといったことが懸念されているところでございます。

また、財政規模が異なる市町村との公平な負担金バランスを図ることができるかなど、課題は山積しているところでございます。

しかしながら、今後の南空知の人口動態を勘案すると、10 年前の人口を 100 パーセントとすると、20 年後の平成 43 年には 6 割まで人口が減るという試算もでございます。現在の人口の推移をみると、さらに早く人口減少が表れてきているという事実もでございます。

将来にわたって安心な消防体制の構築を考えると、広域化の問題は避けて通れない課題であるというふうに考えております。

現在、財政再生計画に基づき平成 38 年までの単独消防本部での体制維持は本計画のもと確立している状況ではありますが、再生計画以降は非常に厳しいものと認識しているところでございます。

東日本大震災を契機として、未曾有の災害に対してどのように対応するかがこれからの自治体の防災力に求められております。

今後の防災体制の強化に鑑みると、小規模消防本部は出動体制や保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があり、さらに災害時の動員力が十分でないばかりか、救急業務の高度化や予防業務など、一層専門化する業務への対応が難しい状況という状況もでございます。

このような中、先ほども申し上げましたとおり、将来人口が減少し市町村財政状況はますます厳しい局面を迎えることが予想されます。

これらの諸課題解決に向けて、地域住民の皆様のご理解とご協力は不可欠であり、今後は道の計画や助言などを踏まえ、各自治体の首長と協議など、そういったものも踏まえながら、私としても慎重に検討を進めてまいりたいというふうに考えているとこ

ろでございます。

以上でございます。

●議長 高橋一太君 厚谷議員、再質問ございますか。

はい、厚谷議員。

●厚谷 司君 それでは、まず 1 件目の平成 24 年度予算編成方針、その中でスケジュールの部分についてご確認をさせていただきたいと思います。

先ほど市長の方から答弁をいただきました関係で申し上げますと、今後の予算編成スケジュールの中で特に経常費、臨時費を合わせたの予算編成に係る協議は 12 月上旬ということでございましたけれども、例えばこれが市長と話そう会、そういったもので先ほど市長がご答弁いただいたように、これは計画変更も視野に入れながら新年度の予算に盛り込むべきだろうというふうに判断をされるものがあるとすればですね、例えば 12 月、やはりそのリミットというのは 12 月上旬であるのかどうか、その点についてお答えいただけますでしょうか。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君 ご質問にお答えいたします。

スケジュールにつきましては、事務的なスケジュール、時間的なものも含めて先ほどご回答させていただきました。

ただ、先ほど私の方から答弁させていただきましたとおり、市民の皆様の声から再生計画に計上している事業よりも優先順位の高いものというものが、当初スケジュールのですね前段階で発見されることが望ましいとは思いますが、緊急性が極めて高いという判断の中であれば、ぎりぎりのスケジュールの中でもですね、そういった声を反映させていくことになるというふうに考えているところでございます。

●議長 高橋一太君 はい、どうぞ。

●厚谷 司君 はい、ありがとうございました。

それでは、1 件目についての再質問は先ほどの分で終わらせていただきたいと思います。

それで次、行政執行体制と労務管理の関係でござ

いますが、まず冒頭要望ということになります、先ほど職員の健康状態についてもご答弁をいただきました。

一般的に、医療の立場から、検診をされている立場からすると決して多い数字ではなくて一般的なものというふうに報告がされているということではございますけれども、いずれにしてもですね職員の健康状態、言い換えれば鈴木市長の名の下でそれぞれの部署で業務をしている職員であり、言わば市長の手足という表現が適切かどうかわかりませんが、そういう状況の中で仕事をしているということですので、引き続き職員の健康状態に対する配慮はですねぜひこれまで同様をお願いしたいというふうに思っております。これは要望でございます。

それで、続けてですね本件にかかわっての再質問をさせていただきたいと思いますが、組織体制の関係でいきますと、先ほど私が冒頭申し上げたとおり非常にそのハードルは高いというのは十分承知をしております。

それで、今回この職員数を短絡的に増やせと、ということの実質は質問趣旨ではない部分もございまして、私が申し上げたいのは例えば行政執行体制あるいは職員体制を論ずるときに、どうしてもそれは新たな財源が必要になってくる、あるいは総務省の同意が必要になってくる。これは人的体制ばかりではなくて、市の政策の中にもおそらくこのような形で埋もれてしまっているものがたくさんあるのではないかと、そういう懸念からでございます。

それが市長と話そう会の中で出される部分でもあるかというふうに思いますが、私の方で若干期待をしておりましたのは、こういった部分についてですね今年度中に市長が検討を開始するというご予定があるのかどうかということだったのですが、先ほどの答弁の中ではそのような回答は見当たりませんでした。昨日の国、道への要望も含めて今後どのようなスケジュール感を今、検討されているのか、決まったことがあるのかどうか、そのあたりについてご答弁をいただきたいと思います。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君 ご質問にお答えいたします。

職員の体制につきましては、常に課題として認識しているところでございます。

すでに、行政執行体制の維持については継続して国に対しても、現時点において派遣職員を多くいただきながら行政運営していることが異常事態であり、この状況について見直しを求めているスタンスというのは以前から一貫して継続して要望しているところでございます。

今後についても、行政執行体制の確保というのは重要な課題であるというふうに認識しております。

●議長 高橋一太君 はい、厚谷議員。

●厚谷 司君 市長が認識をされているという部分については確認をさせていただきました。

それで、財政再建計画からスタートして間もなく 5 年を経過しようという状況の中です、やはり当初から大量に職員が退職したということもありまして、それがやはりその市の仕事の本当にきめ細やかな市民の皆さんへの行政サービスの提供ということになかなか、そのもがき苦しんでいる中でたどり着けていないのではないかという思いもでございます。

それで、いろいろと計画策定は全国最低というものがひとつの仕様にされておりましたけれども、先ほど市長の方からご答弁をいただいた、例えばその見方を変えれば平均的な、同規模の自治体の職員と比べても 1,000 人当たりの職員数が夕張市の場合は少ない。約、おそらく 4 人程度の少ない形で、1,000 人の市民の皆さんの業務をさせていただいているということだというふうに思います。

人口に置き換えれば、これ 40 人、50 人という状況の中で、夕張市の場合は派遣で今、19 名でしたでしょうか、来ていただいている。それを差し引きしても、まだ 30 人という問題が出てこようかと思えます。

それで、先ほども申し上げましたが、ぜひ今、早急に人的配置をとということを申し上げているのではなくて、このような国の管理下にあるがゆえに、な

かなか前へ進めない問題についてもですね、ぜひ積極的に課題を出していただいて検討できる環境づくりを早い時期にお願いしたいなというのは、これは要望でございます。

●議長 高橋一太君 そのほか、再質問ございますか。

はい、どうぞ。

●厚谷 司君 それでは次、3 件目の再質問に移らせていただきたいと思います。消防の関係でございます。

一番懸念をしておりましたいわゆる広域化の議論を進める中で、現在夕張市消防本部としては単独消防としての体制も維持をしていかなければならない。その中では、財政再生計画中の対応については単独消防としてやっていける状況がすでにつくられているということで、ひとまずその部分については安心をしたわけでございますが、それ以外の部分でもお尋ねをしたいことがありますので、ぜひお答えをお願いしたいというふうに思っております。

それで、それぞれご答弁の中でいわゆる消防本部としての検討は進められているということでありましたが、これが道内、他市町村の検討状況はどうなっているのかということがまず一つでございます。

それから、この点について消防本部サイドとしてもお考えがあるでしょうし、市町村の協議もこれから必要になりますから、市長としてのお考えもあろうかというふうに思います。その点についてもお聞かせいただければと思います。

それから、事務的なお話で大変恐縮ではございますけれども、先ほど質問の中で申し上げました財政再生計画本文に記載をされている内容が今時点でその消防広域化の部分に限って申し上げれば、平成 24 年度中にというそのひとつの目標も達成し得るのかどうかという状況になってきていると思います。

この場合ですね、当初、総務大臣の同意を得る財政再生計画の本分であったというふうに思いますが、こういったものは文言の変更というのは必要なものかどうか、そのあたりについてもお聞かせいただき

たいと思います。

●議長 高橋一太君 それでは、この件につきましては市長、消防長にそれぞれ質問がございますので、まず市長の方からお願いいたします。

先に消防長ですか、はい消防長。

●消防長 鷺見英夫君 ただいまの厚谷議員の再質問にお答えいたします。

道内における消防の広域化の進捗状況についてでございますが、平成 21 年 4 月に消防組織法の改正に基づき、道内では初めて富良野市、占冠村など 1 市 3 町 1 村で二つの一部事務組合を統合し、富良野広域連合消防本部が発足したところでございます。

空知地区の状況ではございますが、中空知地区においては砂川市、奈井江町、浦臼町の 1 市 2 町でつくる砂川地区広域消防組合に歌志内市、上砂川町が平成 24 年 4 月に加入する方向での協議を首長間で行なっており、また滝川市、新十津川町、雨竜町で構成しております滝川地区広域消防事務組合に赤平市が加入について検討を始めております。

また、消防本部としては広域化をどう捉えているのかというご質問でございますが、再生計画の期間につきましては単独消防を維持していくこととなっておりますが、その後につきましては人口動態、財政状況を考えますと、現行の消防体制を維持していくことはかなり厳しい状況にあります。

そのことから考えますと、消防本部としましても今まさに体力があるうちに消防の広域化を進めていかなければならないと考えておりまして、南空知 4 市 5 町の消防本部で広域化を進めるべく研究会を立ち上げ、報告書の取りまとめをしたところでございます。

以上でございます。

●議長 高橋一太君 はい、理事。

●理事 清水敬二君 厚谷議員の財政再生計画本分に記載されている内容に関しまして、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、財政再生計画の本文に平成 24 年度までに消防の広域化を図ることとなってい

る、このような記述がございますが、平成 24 年度はこれは目標年度でございまして、消防の広域化がそのとおりに進まなかったといたしましても、広域化の必要性を考慮いたしますと、平成 24 年度以降についても検討を続ける必要があるものと考えております。

こうしましたことから、目標的に示されておりますこの平成 24 年度を過ぎたといたしましても、そのことをもって再生計画の本文の変更は、これは必要ないものと考えております。

以上でございます。

●議長 高橋一太君 はい、厚谷議員。

●厚谷 司君 再質問の各項目については、ご答弁をいただきました内容で了解をいたしました。

それで最後に要望でございますが、それぞれ市長、消防長、それから理事の方からは計画に係る部分ということでそれぞれご答弁をいただきましたけれども、やはりこの広域化、それから単独消防として日常業務を行っていくということは非常にこれまた現場にとっては大変な部分だというふうに思っております。

消防サイドでは研究会の議論も進んでいるようですが、ぜひ鈴木市長の方からも関係市長に対してですね、積極的な広域化の議論を進めていただくような投げかけをぜひしていただきたいということを要望させていただきたいと思います。

●議長 高橋一太君 この件は要望ということで、そのほか再質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、以上で厚谷議員の質問を終わります。

次に、角田議員の質問を許します。

はい、角田議員。

●角田浩晃君（登壇） 本日は夜間議会、初めての議会になりました。皆さん本当にたくさん集まっていたきまして、ありがとうございます。

これからも議員全員です、まちづくりについて皆さんとご相談を申し上げながら進めてまいりたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

1 件目に、市立診療所の改築計画についてお伺いいたします。

鈴木市長にとって初議会となりました第 2 回定例会、6 月議会において、私は医療体制について質問いたしました。その中で、市立診療所の改築計画についてお伺いしております。

市長は、ご答弁の中で改築計画については市民の代表を含む協議会を立ち上げ、協議会のご意見も参考に進めることが原則であり、再生計画に登載された年限に縛られることなく、市、医療機関、市民の合意のもと進めていくとの方針を示されました。

6 月議会から 3 カ月、この中核をなす協議会は未だ開催されておらず、その協議会を構成するメンバーも明らかにされておられません。

そこで、市長にお伺いいたします。

市、医療機関、市民をメンバーとする協議会とはどのようなものなのかお伺いいたします。

2 点目に、再生計画との整合性についてお伺いいたします。

市立診療所の改築にあつては、再生計画上、本年 23 年度には基本設計が実施される予定となっております。また、24 年度には具体的な実施設計が行われることとなっております。

市長は、6 月議会において再生計画の登載年限にこだわらず、協議会の議論を重視するとの意向を示されております。

これから協議会を立ち上げ、議論を始めることを考えますと、少なくとも 23 年度、24 年度に登載された予算については執行されないことと思われます。

再生計画は言うまでもなく、本市、道、国の 3 者合意の上で作り上げた計画であります。

市長は今後、道、国に対してどのような説明をし、再生計画変更を行おうとするのか、また、この執行されなかった設計にかかわる予算の扱いについてどのような考えで、道、国との協議を進めていくのかについてお伺いいたします。

以上、答弁よろしくお願ひいたします。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） 角田議員の質問にお答えいたします。

市立診療所の改築について、はじめに市、医療機関、市民をメンバーとする協議会についてですが、夕張市の将来の医療体制を考え、現状分析をもとに市民の皆様の主な疾病に対し適切な医療を提供するための取り組みや体制などの議論をさらに深めていく必要があります。

また、診療所の改築は単に施設の老朽化による建て替えではなく、将来にわたり市民の皆様と関係機関の共有の財産として理解を得なければならないというふうに考えております。

このような状況を踏まえ、今一度地域医療や市立診療所のあり方、そして改築の進め方などに関し幅広く意見交換や議論を重ねていくことが必要であると判断し、その協議検討を行う場の設置に向け現在、準備を進めているところでございます。

現時点での本市の考え方といたしましては、地域医療の基本的な考え方を示した地域医療ビジョンをもとにしまして、このビジョンの推進に当たり具体的な取り組みを明らかにするための行動計画を議論する形で協議検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

組織につきましては、医療保健対策協議会の構成を拡大改組し、多くの市民の皆様や関係者の方々の意見を反映した形で協議、検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

具体的な構成メンバーにつきましては関係者や関係機関の方々と協議した上で決定していくこととなりますが、市内全医療機関をはじめ保健福祉関係機関、市民団体、議会、そして行政と市民がそれぞれの立場で取るべき行動などについてより多くの意見を反映するためのメンバー構成を考えているところでございます。

次に再生計画との整合性ということでございますけれども、市立診療所の改築につきましては平成 26 年度の供用開始に向けて財政再生計画に登載してい

るところでございます。

具体的な整備に当たりましては、市民の皆様や医療機関、関係者の方々の理解と合意が得られた段階で着手を前提というふうに考えており、現時点では改築の進め方などについてさらに議論を深め、理解と合意を得なければならないものというふうに認識しております。

これらの状況を踏まえますと、私としては時間をかけてでも協議会の場において将来に向けた医療についての議論をしっかりと行った上で、市立診療所のあり方について十分に議論を行い、その結果を踏まえ、改築の進め方などを判断してまいりたいというふうに考えております。

このため、財政再生計画に基づいて本年度当初予算に計上しました基本設計の凍結や、今後継続が必要となる経費などについて再生計画の変更が必要となってくることから、道及び国としっかりと協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

●議長 高橋一太君 はい角田議員、再質問ございますか。

角田議員。

●角田浩晃君 今、市長の言われたとおりですね、いわゆる中身の無いものを建ててもしかたがないんだと。やはり市民合意のもとに、より市民が利用しやすい病院を作るためには今一度議論が必要だという考え、その辺については理解したところであります。

ただ、いつまでも議論だけして、いわゆる計画を立てた中でどんどん変更していくということになれば、やはり自治体としての信用も失う。これはあくまでも国と道と本市が協議の上で、そういうことにしようという約束の上で再生計画が作られているわけですから、その中でいろいろな事情をこちらから十分説明した上で、市民の理解を得るために時間がほしい。その中で、これから末永く使っていくであろう医療機関としての役割、位置付けも含

めてしっかりと位置付けしたいということであれば、私はその辺については理解するところであります。

ただし、これからですね議論を進めていくわけですが、私はいつまでも議論だけして、それぞれのご意見だけを伺っていて、結局はズルズルとそれぞれの意見のまとめ切れないというのは大変困ることとなると思います。

それで、どの辺をめどに一定の解釈と、それは議論の流れにもよるでしょうけれども、でもやはり期限をある程度打ったほうが私はいいと思っておりますので、その辺のお考えがあれば伺います。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君 ご質問にお答えいたします。

議論をしなければならないということで、一定のご理解をいただいたものと考えております。

十分な議論が必要な中でも、スピーディーにそれを実行していかなければならないということも十分承知しているところでございます。

したがって、協議会の検討、これは十分に重ねていくことが必要だと考えておりますが、一定程度のめどといたしましては平成 24 年度中にですね検討をですね、一定程度の検討結果を踏まえて、改築の進め方というものを考えていきたいというふうに考えているところでございます。

●議長 高橋一太君 はい、角田議員。

●角田浩晃君 今、市長の方から 24 年度をめどに協議のほうを終えて、いわゆる設計のほうに着手したいということ。

今言われたとおりにですね、ここで 1 年、2 年、期間が延長になった中で、当初、平成 26 年供用開始のものが、27 年もしくは 28 年供用開始ということになっていくということに想像がつきます。

その中で、ただいま老朽化している市立診療所、現在の診療所ですね、これは老朽化に伴い高熱水費の負担を本市はしているところにあります。

これらの計画がどんどん先送りになると、高熱水費年間 700 万から 800 万円、これは燃料の価格にもよると思いますが、2 年仮に遅れたとすると 2,500

万円、夕張市は負担しなければならないというのも現実でありますし、その分のいわゆる計画変更も含めて国、道ともその部分も協議していかなければならないという現実が待っております。

先ほども市長の言われたとおり、中身の無いものを作る、それについては確かにそうだなと私も思うんですが、ここに現実的な問題として 1 年間 700 万円から 800 万円の燃料費補助を古い病院なるがゆえに拠出している、この現実がございます。

それらと整合性の中では相矛盾するところで、できれば早くやってほしいし、いつまでも古い病院だからといって燃料費ですということでお出しすることは、これだけ行政も市民もですねかなり詰めた状態で日々努力している中で、750 万円程度が毎年消えていくことに対して私は若干の抵抗を覚えるわけです。

そこで、市長が今言われている協議会についても、やはりスピードが必要であることを前提に、議論はしていただくのは当然であります、ということも踏まえていただいてですね、議論いただくのがいいのかなと私は考えるんですが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君 ご質問にお答えいたします。

毎年そういった光熱水費にお金がかかっている部分、これも十分承知しております。ただ、今の市立診療所の医療というものを止めるわけにはいきません。

一方で新しい医療機関を作る、この必要性についても理解しているところでございます。速やかにそういった議論を進めていくということの必要性についても、十分認識しているところでございます。

今後、継続的に必要となる経費につきましては、夕張市としては国や道も医療機関の必要性という中で再生計画の中の事項として盛り込んでいただいたわけですから、その必要性についてをしっかりとご説明する中で再生計画の変更についてご理解をいただく。さらに、角田議員ご質問のとおりですね、ス

ピード感を持ってやらなきゃいけない部分がございます。

ただ、今までにないですね、こういった前例のない協議会であります。今までであれば広く市民の皆さんが参加することなくいろんな部分を決定してきた部分も過去、夕張あったと思います。そういう意味では、今回皆様がこの医療の今後のあり方について多くのご意見がある今ですね、そういった議論がないがしろにして新しい病院を作るということは、私は進めるべきではないというふうに考えておりますので、新しいこういった協議のやり方ですので、ある一定程度のめどということで 24 年度中ということをお話させていただきましてけども、逆にこれも議論の経過を見ながら、こちらとしてはスケジュールを早めなきゃいけないという意識は当然持ってそれに臨みますので、忌憚のない皆さんのご意見をいただく中でもですね、そういった意識を持ちながら協議会を運営していきたいというふうに考えております。

●議長 高橋一太君 はい、角田議員。

●角田浩晃君 これまで再建計画、そして再生計画と進んできた中にですね、夕張市にとって再生計画に登載した事項というのは、昨日の議論にもあったかと思いますが、102 から 74 まで削ったものであると。それだけ本来は必要なものも、削った中で 17 年間、最終的には 17 年間のスタートを切ったわけです。

ですから、最優先課題という中でこの今の市長の言われることはよく理解します。中身の無いものを作っても意味がないというのはよく理解します。

その中で、先ほどもちょっときつい言い方をいたしました、6 月から 9 月までの間にアクションがなかったぞと、これも含めてやはりスピードだと思います。

協議に対して時間を要するのは一定程度理解しますが、立ち上がるのに時間かかってはいけません。これはすべてのことに共通すると思われしますので、これはあえてきつい言い方になりますが、それも含

めて市長の方針に対しては理解いたしますし、国、道に対しての交渉を進めるということでありまして、その中については我々議会もその市長の方針に則ってこれからも一緒に議論を進めてまいりたいと思っておりますし、市長の提案の中には議会も含むその協議会ということでもありますので、議会としてもスピーディーな議論ができるように、そして概ねというかそれぞれの理解度の高い協議会となるように協力していくことをお約束申し上げます。

それでは質問を終わります。ありがとうございます。

●議長 高橋一太君 以上で角田議員の質問を終わります。

以上で、通告されました質問は全部終了いたしましたので、日程第 1、一般質問はこれをもって終結いたします。

●議長 高橋一太君 日程第 2、認定第 1 号平成 22 年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第 2 号平成 22 年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第 3 号平成 22 年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第 4 号平成 22 年度夕張市老人保健医療事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第 5 号平成 22 年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第 6 号平成 22 年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第 7 号平成 22 年度夕張市診療所事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第 8 号平成 22 年度夕張市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第 9 号平成 22 年度夕張市水道事業会計決算の認定について、以上 9 案件一括議題といたします。

理事者並びに監査委員から説明あるいは報告することがありましたら、発言を許します。

はい、理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 認定第 1 号平成 22 年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第 2 号ないし認定第 9 号の各特別会計決算の

認定につきまして、一括してその概要をご説明申し上げます。

まず認定第 1 号平成 22 年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。当初予算額 118 億 6,251 万 3,000 円に対し、年度途中において 6 億 4,319 万 5,000 円の追加補正を行い、繰越事業費繰越額 1 億 6,832 万 7,000 円を加えた最終予算額は 126 億 7,403 万 5,000 円となったものであります。

決算においては、歳入 125 億 6,739 万 9,000 円に対し、歳出では 120 億 4,094 万 9,000 円の支出となり、歳入歳出差し引き 5 億 2,645 万円の残額に翌年度繰越額 913 万 4,000 円を差し引いた額の 5 億 1,731 万 6,000 円につきましては全額繰り越したものでございます。

次に、認定第 2 号平成 22 年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。当初予算額 20 億 8,230 万 3,000 円に対し、年度途中において 5,232 万 2,000 円の追加補正を行い、最終予算額は 21 億 3,462 万 5,000 円となったものでございます。

決算においては、歳入 20 億 1,348 万 8,000 円に対し、歳出では 19 億 5,590 万 5,000 円の支出となり、歳入歳出差し引き 5,758 万 3,000 円の残額につきましては全額繰り越したものでございます。

続きまして、認定第 3 号平成 22 年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。当初予算額 207 万 4,000 円に対し、追加、減額補正は行わず、同額の最終予算額となったものでございます。

決算においては、歳入 349 万 9,000 円に対し、歳出では 191 万円の支出となり、歳入歳出差し引き 158 万 9,000 円は全額繰り越したものでございます。

続きまして、認定第 4 号平成 22 年度夕張市老人保健医療事業会計歳入歳出決算の認定についてでございます。当初予算額 894 万 2,000 円に対し、年度途中において 372 万 5,000 円の追加補正を行い、最終予算額は 1,266 万 7,000 円となったものでございます。

決算においては、歳入 1,226 万 2,000 円に対し、歳出では 1,226 万 2,000 円の支出となり、歳入歳出同額となったものでございます。

次に、認定第 5 号平成 22 年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。当初予算額 2 億 6,526 万 2,000 円に対し、年度途中において 931 万 5,000 円の追加補正を行い、最終予算額は 2 億 7,457 万 7,000 円となったものでございます。

決算においては、歳入 2 億 6,567 万 8,000 円に対し、歳出では 2 億 6,567 万 8,000 円の支出となり、歳入歳出同額となったものでございます。

続きまして、認定第 6 号平成 22 年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定についてでございます。当初予算額 15 億 3,295 万 8,000 円に対し、年度途中において 2,440 万 2,000 円の追加補正を行い、最終予算額は 15 億 5,736 万円となったものでございます。

決算においては、歳入 14 億 6,011 万 5,000 円に対し、歳出では 14 億 5,800 万 1,000 円の支出となり、歳入歳出差し引き 211 万 4,000 円は全額基金に積み立てたものでございます。

次に、認定第 7 号平成 22 年度夕張市診療所事業会計歳入歳出決算の認定についてでございます。当初予算額 1 億 6,962 万 1,000 円に対し、年度途中において 55 万 1,000 円の追加補正を行い、最終予算額は 1 億 7,017 万 2,000 円となったものでございます。

決算においては、歳入 1 億 6,623 万 1,000 円に対し、歳出では 1 億 6,623 万 1,000 円の支出となり、歳入歳出同額となったものでございます。

次に、認定第 8 号平成 22 年度夕張市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定についてでございます。当初予算額 2 億 4,392 万 4,000 円に対し、年度途中において 121 万 6,000 円の追加補正を行い、最終予算額は 2 億 4,514 万円となったものでございます。

決算においては、歳入 2 億 3,497 万 6,000 円に対し、歳出では 2 億 3,478 万 7,000 円の支出となり、

歳入歳出差し引き 18 万 9,000 円は全額繰り越したものでございます。

次に、認定第 9 号平成 22 年度夕張市水道事業会計決算の認定についてでございます。平成 22 年度の建設改良事業につきましては、配水施設整備事業として紅葉山地区及び南清水沢 3 丁目地区の配水管改良工事、昭和 2 配水池電動弁の更新のほか、清水沢高区配水池及び真谷地配水池の水位計を更新いたしました。

そのほか、夕張市上水道第 8 期拡張事業として、支援業務事業を実施したところでございます。

次に決算の内容についてでございます。初めに収益的収入及び支出のうち収入につきましては、最終予算額 3 億 8,176 万 5,000 円に対し、決算額は 3 億 9,052 万 5,733 円となり、収入率は 102.3 パーセントでございます。

支出につきましては、最終予算額 3 億 1,048 万 5,000 円に対し、決算額は 3 億 84 万 7,634 円となり、執行率は 96.9 パーセントでございます。

この結果、収益的収支につきましては消費税にかかわる税抜き処理後、8,721 万 2,193 円の当年度純利益となりました。

次に、資本的収入及び支出のうち収入につきましては、最終予算額 3,390 万 8,000 円に対し、決算額は 3,369 万 3,000 円で、収入率は 99.4 パーセントであります。

支出につきましては、最終予算額 2 億 5,724 万 1,000 円に対し、決算額は 2 億 3,070 万 3,066 円で、執行率は 89.7 パーセントであり、翌年度繰越額は 2,215 万円でございます。

この結果、資本的収入が資本的支出に対して不足する額 1 億 9,701 万 66 円は、当年度消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、減債積立金及び当年度利益剰余金処分額で補てんいたしました。

今後とも水道事業の経営に当たりましては、安全で安定的な給水の確保と健全経営の維持についてなお一層の努力をしてまいり所存でございます。

以上、認定第 1 号ないし第 9 号についてその概要

をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 はい、松倉監査委員。

●監査委員 松倉紀昭君（登壇） 地方自治法第 233 条第 2 項並びに地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付されました平成 22 年度各会計の決算につきまして審査を行いましたので、その結果についてご説明申し上げます。

審査手続きにつきましては、各会計決算書及び付属書類について関係法令に準拠して作成されているか、また、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿との照合のほか予算の執行状況等、通常実施すべき審査を行いました。

その結果、各会計とも決算書及び付属書類は適正に作成されているものと認めました。

次に、決算に至る行財政運営につきまして申し上げます。

当年度は、一般会計においては国の景気対策の一環として地域住民を主とした事業の実施を目的とした国庫支出金や再生振替特例債にかかわる利子負担軽減分として国及び道からの支援としての収入があり、また歳入の増加と歳出の削減に取り組まれた結果、黒字の決算となったところであります。

また、特別会計におきましても歳入増や歳出削減を行うほか、計画的な企業債の償還や一般会計から適正な繰り出し等もあって、水道事業会計も含めすべての会計の収支が黒字または収支均衡となったところであります。

そのほか、審査結果の詳細につきましては決算審査報告書のとおりであります。

以上で説明を終わります。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入りますが、本 9 案件については決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、慎重に審査することにいたしておりますので、この点お含みの上、質疑願います。

質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

ないようでありますから、これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本 9 案件については、議長及び議員選出監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、議長において指名いたします。

委員長には高間澄子さん、副委員長には厚谷 司さん、以上のとおりでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように選任されました。

お諮りいたします。

ただいま付託しました本 9 案件については、会議規則第 45 条第 1 項の規定により、9 月 22 日までに審査を終えるよう期限を付けることとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

●議長 高橋一太君 日程第 3、報告第 1 号平成 22 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 報告第 1 号平成 22 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、その内容をご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

はじめに健全化判断比率につきましては、一般会計及び診療所事業会計の赤字の程度を示す実質赤字比率及びすべての会計の赤字、黒字額を合算し、夕張市全体の赤字の程度を示す連結実質赤字比率、これは黒字となったことから算定比率はありません。

借入金の返済額及びこれに準じる経費の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す実質公債費比率は 42.8 パーセント、将来支払っていく可能性がある負担額の残高を指標化し、将来的に財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す将来負担比率は 922.5 パーセントとなり、この二つの比率において国の定めた財政再生基準及び早期健全化基準を上回る結果となりました。

これは、過去に発行した地方債の償還額やその残高、債務負担行為に係る公債費等の負担、また、平成 21 年度に借り入れた再生振替特例債の残高が多額であることが主な要因であります。

今後は財政再生計画に基づき、これらの債務の返済を計画的に行うとともに、新規市債発行などの抑制に努めながら、各比率の改善を図ってまいります。

次に資金不足比率につきましては、公営企業の資金不足を事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化度合いを示すものでございます。

記載のとおり、水道事業会計及び市場事業会計、公共下水道事業会計の 3 事業会計いずれも資金不足が算出されないことから、算定比率はございません。以上、平成 22 年度健全化判断比率及び資金不足比率

についての報告を終わります。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまです。

午後 7 時 53 分 散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 高 橋 一 太

夕張市議会 議 員 島 田 達 彦

夕張市議会 議 員 藤 倉 肇